

鳥取県告示第264号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成21年度及び平成22年度	米子市(淀江町稲吉の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成23年5月2日